

2020年4月14日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様
厚生労働副大臣 橋本 岳 様、稲津 久 様
衆参厚生労働委員会 委員 各位
中央社会保険医療協議会 会長 小塩 隆士 様
中央社会保険医療協議会 委員 各位
厚生労働省保険局医療課 課長 森光 敬子 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

令和2年度診療報酬改定で定められた 不要不急の「レセプト記載事項」の実施延期を求める要請書

貴職におかれましては、日本の社会保障制度の拡充のために、日夜ご奮闘いただき、真にありがとうございます。本会は京都府内で保険診療に従事する医師（保険医）2,330人で組織する団体です。社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

さて、令和2年度診療報酬改定に関連して、3月27日、厚生労働省保険局医療課長名で『診療報酬請求書等の記載要領等について』等の一部改正について（保医発 0327 第1号）が発出されました。通知によれば、医科レセプト記載要領において、診療行為55項目について記載事項が100項目以上増えており、これは2020年4月診療分から実施することとされています。また、10月診療分からはレセプト電算処理システム用コードが1700余り追加され、そのうち392個のコードでは選択した上に算定理由などのテキスト入力が必要とされ、357個のコードでは算定開始日などの年月日のテキスト入力が必要とされます。

令和2年10月診療分までには「レセプト電算処理システム用コード」欄に記載されたコードを選択して入力する方法が整うこととなるのかもしれませんが、それまでは各医療機関の医師など医療従事者、医事課担当職員がレセプト「摘要」欄にテキストを手入力していくことが求められます。

特に4月診療分に関して、新規に追加された項目（特に超音波断層撮影、X線撮影、CT、MRIの詳細な部位記載）について、通知を見ながら探り探り入力していくこととなります。

現在、レセプト提出の締切が毎月10日に固定されているため、従来から医師を含む請求事務担当職員は「改定年のゴールデンウィークは休めない」という状況に陥っています。

一方で、全国の医療従事者は新型コロナウイルスの感染拡大押さえ込みのため、今まで以上に神経を尖らせながら日常診療を行っています。外来受診だけでなく、不安を抱く患者からの電話対応や、マスク、衛生材料の不足などから生じる不安により、精神的にも肉体的にも疲労が蓄積されてきている状態です。また、レセプト請求事務は患者の最もセンシティブな個人情報扱う業務であり、勿論在宅勤務等で処理できるものでもありません。

このような状況にある中で、請求事務担当職員に4月診療分（5月10日提出締切分）のレセプト記載を強要することは、国家による不要不急の労働の押し付けに他なりません。

もしもこれが強行されたことが原因で、医療従事者、請求事務担当職員に健康被害やそれ以上に不幸な事態が生じた場合、誰に責任を求めるべきなのでしょうか。0

以上を踏まえ、わたし達保険医は、令和2年度保医発0327第1号通知で定められた、不要不急の「レセプト記載事項」の実施を令和2年10月診療分の請求迄の延期することを要請します。何卒、ご理解、ご協力の程、よろしくお願いたします。（以上）

2020年4月14日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様
厚生労働副大臣 橋本 岳 様、稲津 久 様
衆参厚生労働委員会 委員 各位
中央社会保険医療協議会 会長 小塩 隆士 様
中央社会保険医療協議会 委員 各位
厚生労働省保険局医療課 課長 森光 敬子 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

強化型（連携型）在宅療養支援診療所・支援病院の施設基準に 定められた月1回の在宅医療担当医師のカンファレンスについて 情報通信機器を用いた場合を認めることを求める要請書

貴職におかれましては、日本の社会保障制度の拡充のために、日夜ご奮闘いただき、真にありがとうございます。本会は京都府内で保険診療に従事する医師（保険医）2,330人で組織する団体です。社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

さて、医科診療報酬点数表において、複数の医療機関によって、3人以上の常勤の在宅医療担当医師が連携して24時間365日の往診体制を構築することを評価した強化型（連携型）在宅療養支援診療所・支援病院の施設基準については、従来通り「当該在宅支援連携体制を構築する保険医療機関間において、診療を行う患者の診療情報の共有を図るため、月1回以上の定期的なカンファレンスを実施すること」とされ、情報通信機器を用いたカンファレンスが認められておりません。

しかしながら、令和2年度診療報酬改定では、多職種によるカンファレンスを施設基準としている複数の点数において、直接的に顔を合わせてではなく、情報通信機器を用いたカンファレンスでも良いとする要件緩和がされました。

また、令和2年3月28日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」によれば、「外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である」とされています。

以上を踏まえて、強化型（連携型）在宅療養支援診療所・支援病院の施設基準に定められた月1回の在宅医療担当医師のカンファレンスについて、情報通信機器を用いた場合を早急に認めることを強く要請します。何卒、ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。（以上）